

# ADR の拡充・活性化のための 関係機関等の連携強化に関する「アクション・プラン」(ポイント)

「ADR の拡充 活性化関係省庁等連絡会議」の構成省庁等が横断的 重点的に取り組むべき施策

## [ADR に対する国民の理解の促進]

### <国民の理解の促進>

ADR の果たす役割に対する国民の理解・認識を深める。

- ・ ADR に関する広報活動・普及啓発活動の推進
- ・ 司法教育と連携して国民の理解を促進

## [ADR 機関等へのアクセスの向上]

### <アクセス・ポイントの整備の促進>

国民が適切な紛争解決手段を簡易・迅速に選択できるよう、ADR 機関等に関する総合的な情報提供機能を強化する。

### <ポータル・サイトの機能充実>

- ・ 関係者等の意見交換の場を設置し、サイトの利便性向上策等を検討 等

### <総合的相談窓口の充実>

- ・ 窓口における情報提供機能を充実
- ・ 窓口担当者に対する研修会を開催 等

### <個別 ADR 機関へのアクセス方法改善>

- ・ IT 活用による受付機能の充実を検討 等

### <相互紹介の体制整備の促進>

ADR 機関等の相互協力により、当事者がより適切な ADR 機関を利用できるようにする。

- ・ 関係者等の意見交換の場を設置し、事案引継ぎシステムの在り方を検討 等

### <利用者に対する情報提供の促進>

国民が ADR 機関の情報を比較検討し、適切な紛争解決手段を選択できるようにする。

- ・ ADR 機関に情報提供コーナー等を設置
- ・ 関係省庁等連絡会議において、ADR 機関による情報提供(組織・手続・主宰者等)のガイドライン策定等を検討 等

## [担い手の確保・育成等]

### <人材の相互交流の促進>

高い能力を有する人材がより有効に活用されるよう、人材の相互交流等を促進する。

- ・ 関係者等の意見交換の場を設置し、人材情報の ADR 機関への提供など、人材交流促進に関する協力体制等を検討 等

### <担い手の能力向上策の充実>

担い手の能力向上に関係機関が連携して取り組むことができるよう、人材の育成に関する協力体制を整備する。

- ・ 関係者等の意見交換の場を設置し、研修充実に関する協力体制等を検討
- ・ ADR 機関への研修情報の提供を充実
- ・ 関係省庁等連絡会議において、紛争解決事例の共有化等を検討 等

## [関係諸機関等連絡協議会(仮称)の整備の支援]

上記の意見交換の場が ADR 機関等のより大きな連絡協議の場に発展することを期待

## < 司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)(抄) >

国民の期待に応える司法制度

### 第1 民事司法制度の改革

#### 8 裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化

##### (2) ADRに関する関係機関等の連携強化

ADRの拡充・活性化に向けた裁判所や関係機関、関係省庁等の連携を促進するため、関係諸機関による連絡協議会や関係省庁等の連絡会議等の体制を整備すべきである。

訴訟、ADRを含む紛争解決に関する総合的な相談窓口を充実させるとともに、インターネット上のポータル・サイトなど情報通信技術を活用した連携を図り、ワン・ストップでの情報提供を実現すべきである。

ADRの担い手の確保については、人材、紛争解決等を含む情報の開示・共有を促進した上で、必要な知識・技能に関する研修等を充実させるべきである。

## < 司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)(抄) >

国民の期待に応える司法制度の構築

### 第1 民事司法制度の改革

#### 8 裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化

##### (1) ADRに関する関係機関等の連携強化

ア ADRの拡充・活性化に向けた裁判所や関係機関、関係省庁等の連携を促進するため、平成14年半ばころまでに関係省庁等の連絡会議を設置するとともに、関係諸機関による連絡協議会の体制が早期に整備されるよう所要の措置を講ずる。(本部及び関係府省)

イ 訴訟、ADRを含む紛争解決に関する総合的な相談窓口を充実させるとともに、インターネット上の閲覧窓口である総合窓口サイト(ポータル・サイト)など情報通信技術を活用した関係機関等の連携を図ることにより、手続、機関等に関しいわゆるワンストップでの情報提供を実現するための方策を検討し、平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部及び関係府省)

ウ ADRの担い手の確保について、人材、紛争解決事例等の情報の開示・共有を促進した上で、必要な知識・技能に関する研修等を充実させる方策を検討し、平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部及び関係府省)

## < ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議の設置 >

### 趣旨

ADRについて、関係省庁等の緊密な連携の下、ADRに関する関係機関等の連携強化に係る諸方策の推進等を図るため、平成14年6月13日に、関係省庁等申合せにより、「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」を設置。

### 構成員

司法制度改革推進本部事務局次長が主宰し、関係省庁等の課長クラスで構成。

( )内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、最高裁判所(連絡会議の下に補佐クラスの幹事会を設置。幹事会には、内閣官房IT担当室、外務省及び人事院もオブザーバーとして参加。)